

9/16

アップル子会社 120億円追徴

海外に利益移転 納税漏れ 国税指摘

米アップルの子会社「iTunes」(東京・港)が東京国税局の税務調査を受け、所得税の源泉徴収漏れを指摘されていたことが16日、分か

った。追徴税額は約120億円。音楽や映像のインターネット配信事業に関連し、同社からアイルランドのアップル子会社に移転された利益の一部

が、源泉所得税の対象となるソフトウェア使用料と認定されたもようだ。すでに全額納付した。問題となったのはアイルランド子会社が著作権

を保有していた音楽・映像配信サービス「iTunes」のソフトウェア使用料。i社は同サービスで得た利益をソフトウェア使用料としてアイル

ランド子会社に支払う必要があったが、使用料に位置づけていなかった。

一方でi社はアップル製品の販売などを手掛けるアップルジャパン(東京・港)に、使用料とは別の名目で多額の費用を支払っていた。アップル

ジャパンはシンガポールの関連会社を経由してアイルランドの子会社からiPhone(アイフォ

ーン)などを買取っており、この費用にソフトウェアの使用料相当額が上乗せされてアイルランド子会社に流れていた。

東京国税局は使用料の額が2014年までの約2年で約600億円と認定。米アップルは16日、「フリーコメント」とした。